

地域医療情報システムにおける プライバシーの保護について

2R-3

神戸商科大学 井内善臣
加古川市 中村利男

1. はじめに

利便性や省力化をもたらす情報化の波が、我々の身近に迫ってきており、情報システムは、社会生活をこなう上でなくてはならないものとなってきた。しかし、急速な情報化では、情報の混乱や機密漏洩などといった、個人のプライバシーを侵害する事態も数多く見られるようになってきた。こうした情報化は、地域住民の生活向上をめざした地域医療分野でも例外でなく、いくつかの地域では実際に情報システムの構築が行われている。医療分野における情報化には、教育分野における情報公開の課題などと同様に、医療情報が持つ特殊性があること、医療倫理などが必ずしも確立されていない、開示が可能な医療情報はなにか、など多くの課題がある。現在運用されている医療情報システムは、こうした問題に対して明確な指針を提案しているとは必ずしもいえない。本論では、加古川市を中心とする地域医療情報システムを構築するに際して、「地域住民のプライバシーを保護するためにシステムはいかにあるべきか」といった立場から概観し、プライバシー保護の指針となるべきガイドラインについて論じたものである。

2. プライバシーとはなにか

プライバシーについての考え方が情報化社会の進展とともに変化をしてきた。以前は、情報の流通がごく限られた範囲であったのに対して、コンピュータや通信技術の進歩とともにその範囲が拡大しその結果、不特定多数の目にふれる機会が多くなってきた。一方、住民のプライバシーに対する考え方にも変化が起きてきた。すなわち、プライバシーとは、従来は「ひとりにしておいてもらう権利」であった考え方から、最近では「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」であるとする考え方へと変わってきた。現在、プライバシーとはなにかといったことについて必ずしも明確な定義はできていない。しかし、「他人に知られたくない個人情報、あるいは自分の意志に関わりなく勝手に扱われて、不愉快になるまたは自己の権利が損なわれると予想される個人情報はすべてプライバシーである」との一般的認識があるといえる。

3. 医療情報とはなにか

プライバシー保護の対象とする情報は個人情報であるが、とりわけ医療情報はその特殊性が故に格別な配慮を要する個人情報である。医療情報の定義も現在のところ確立していないと言われている。しかし、医療情報とは、すべて個人の健康管理にもとづく個人情報であるといえる。

また、医療情報やカルテの所有権はどこにあるのかという問題に対してもいろいろと意見が分かれるところである。現在のところ、カルテあるいはカルテに記載された内容は、「病院ないしは医者のものである」という一般的な考え方が医療機関側にはある。同一病院内でも診療科目が異なれば、同僚の医師であっても

Privacy Protection Study in Local Medical Information System

Yoshimi Inouchi Kobe University of Commerce

Toshio Nakamura Kakogawa City Office

8-2-1 Gakuen-nishimati, Nishi, Kobe 651-21, JAPAN

カルテを見せない、患者から開示請求があっても、医療側が「守秘義務」をたてにこれを拒否する事態となっている。しかし、最近では患者にカルテの開示請求権があるとした判例（診療記録情報開示請求訴訟 東京地裁）もある。

現在、盛んに議論されているインフォームドコンセントやカルテの請求開示問題についても、多くの議論がなされており、明確な考え方は定まっていない。

4. プライバシー保護の原則

わが国におけるプライバシー保護については、1980年9月のOECD（経済開発機構）理事会勧告に示された8原則に基づき、「プライバシー保護研究会（行政管理庁）」が1982年7月にプライバシー保護のための基準としてまとめられた5原則がある。この5原則とは「収集制限の原則」、「利用制限の原則」、「個人参加の原則」、「適正管理の原則」、「責任明確化の原則」であり、今回はこれらを適用しプライバシー保護の基本原則に実効性をもたせるためのガイドラインについて考察した(1)。このガイドラインの基本指針は「医師と患者の微妙な関係については干渉しないようにするとともに、医療情報の正確性確保を目的とする」ことである。

5. おわりに

プライバシーといえば、はれものに触るように、過敏に反応し、過剰に対処することが、必ずしも個人の權益にとって望ましい唯一の選択でもなければ、寝た子を起こさないように、何もしないでそっとしておくことが問題を解決する手段にもならない。我々が情報化社会の中で生活していく上で、「個人の權益」と「情報の自由な流れ」という競合する価値観をバランスさせるための、最も現実的な対処を検討することが現段階でのプライバシー保護に対するひとつの方向性といえる。

参考文献

- (1)「地域医療情報システムにおけるプライバシー保護に関するガイドライン」
加古川地域ニューメディア・コミュニティ構想 プライバシー保護検討委員会編
- (2)「地方公共団体における個人情報保護対策の考え方」
自治大臣官房情報管理官室監修 ㈱ぎょうせい
- (3)「データプライバシー」 川端 亮二著 ㈱ぎょうせい
- (4)「プライバシーと高度情報化社会」 堀部政男著 岩波新書
- (5)「先生プライバシーを返して」 森田、奥津共著 三省堂

謝辞 本論は、加古川地域ニューメディア・コミュニティ構想地域医療情報システムプライバシー保護検討委員会において議論された内容をもとに述べたものである。この議論に参加された委員の方々にこの場をおかりして御礼申し上げます。